

平成31年4月（第4回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
9番	大村 幸誠	10番	西村 親夫
11番	山本 博文	12番	荒川 忠一
13番	廣田 律男	14番	岩村 久雄（会長）

4. 報告推進委員（2名）

井川 寿範 菅 啓一

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	令和元年（2019年） 第5回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

7. 会議の概要

（事務局長）

只今より、平成31年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規

定により、会議が成立いたしますことを、まずもってご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番高木委員さん、11番山本委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案を農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とさせていただきます。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。内容につきまして、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案につきましては、許可不要転用届出の報告とさせていただきます。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。本件につきましては、11番山本委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

農地法第3条の申請についての調査報告いたします。

4月3日に、譲受人に聞き取り調査及び現地調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕運機、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人は経験年数50年、年間100日、妻は、経験年数50年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、16,230㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、権利取得者が農地所有適格法人でございます。本件については菅推進委員さんに調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(菅推進委員)

調査報告いたします。

4月7日に、譲受人に聞き取り調査及び現地調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、SS、運搬車、草刈り機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は柿です。

譲受人は農地所有適格法人であり、取締役3名は農作業常時従事者です。

取得後の農地の面積については、30,872㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番について菅推進委員さんに調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(菅推進委員)

4月7日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

今回の申請は、益城町が砥川地区に災害公営住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落にも接して
おります。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、問題ありません。

許可後は速やかに工事着工するそうです。

開発許可の見込みや、事業区域内について宅地として利用の見込みもありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周辺の農地に及ぼす影響も無い

と思います。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、菅推進委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番でございしますが、12番荒川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

4月3日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建売住宅4棟を建築する案件でございまして。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落にも接続していることから、転用の見込みはあると思われまして。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。地元区長の排水同意書や、隣接地権者からの同意書も提出されており問題ありません。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について荒川委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番及び使用貸借権設定の部番号1番でございしますが、2番西山委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

4月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用倉庫を建築する案件でございまして。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は農用区域内農地ではありますが、用途が農業用施設であるため、転用の見込みはあると思われまして。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番及び使用貸借権設定の部番号1について西山委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何か

ご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第3号説明》

(議長)
只今、議案第3号について説明を申し上げました。
まず、賃借権設定の部、番号5番についてご審議をお願いしたいと思います
が、議事参与の制限に該当いたしますので、関係委員さんには一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)
それでは、賃借権設定の部、番号5番についてご審議をお願いします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員さんの入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、審議を進めたいと思います。

番号5番を除いた他の案件でございしますが、本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。
番号3番については、井川推進委員に調査をいただいております。
補足説明お願いいたします。

(井川推進委員)

報告いたします。

3月13日に、譲受人、熊本県農業公社、事務局員とあっせん会議を行いました。

譲受人は、昨年度に新規就農され、奥さんと平成30年3月に、町の青年等就農計画の認定を受けておられます。経営は、奥さんの親御さんの農業経営を一部受け継ぐ形で、主にメロン、きゅうりを栽培されており、農作業従事日数も年間300日となっており、非常に頑張っておられます。今後は、水稻を作付けしたいとの意向により、今回、自宅にも近い申請地5,648㎡を購入することになりました。益城町のあっせん基準面積は1町6反となっておりますが、譲受人は認定新規就農者ですので、あっせんは可能です。あっせん候補者名簿にも記載されているため、問題はないかと思えます。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

番号1番及び2番につきましては、熊本県農業公社が買入れるものでございます。

番号3番につきましては、農業公社から個人が買入れるものでございます。

3件について採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号4番について、12番荒川委員さんに調査をいただいております。

調査報告をお願いいたします。

(12番委員)

報告いたします。

3月13日に、譲受人、熊本県農業公社、内田推進委員、事務局員とあっせん会議を行いました。

譲受人は、主に水稻やメロンを栽培されており、農作業従事日数は年間300日されております。耕作面積は2町5反程あり、専業農家で、町の認定農家でもあります。後継者の長男も就農されており、家族で頑張っておられます。

申請地は、元々、譲受人が借りていたもので、以前の地権者の希望により、あっせん事業で購入することになりました。譲受人は、あっせん候補者名簿にも記載されており、あっせん基準面積の1町6反以上耕作されているため、問題はないかと思えます。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 平成31年第5回委員会の日時について申し上げます。次回は5月13日、午後2時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思えます。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思えます。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員